



愛媛県報

発行 愛媛県

令和元年 7月16日火曜日 第21号外 1

◇ 目 次 ◇ 規 則

愛媛県職員の職の設置規則及び愛媛県行政組織規則の一部を改正する規則.....（人事課）..... 1
知事の職務を代理する副知事の順序を定める規則を廃止する規則.....（ " ）..... 2

告 示

愛媛県売春防止対策本部設置規程の一部改正.....（子育て支援課）..... 2

訓 令

副知事の担任事務に関する規程を廃止する訓令.....（人事課）..... 2
愛媛県処務細則等の一部を改正する訓令.....（ " ）..... 3

規 則

○愛媛県規則第11号

愛媛県職員の職の設置規則及び愛媛県行政組織規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和元年 7月16日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県職員の職の設置規則及び愛媛県行政組織規則の一部を改正する規則

（愛媛県職員の職の設置規則の一部改正）

第1条 愛媛県職員の職の設置規則（昭和48年愛媛県規則第24号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後		改 正 前	
（職の設置）		（職の設置）	
第2条 知事の事務部局及び労働委員会事務局に置く職員の職は、次の表のとおりとする。		第2条 知事の事務部局及び労働委員会事務局に置く職員の職は、次の表のとおりとする。	
区分	職	区分	職
知事 の事 務部 局	本庁 政策推進統括部長、部長、営業本部長、防災安全統括部長、局長、部付、営業副本部長、環境技術専門監、医療政策監、技術監、参事、課長、室長、営業本部マネージャー、副参事、技幹、医監、サイクリング普及調整監、危機管理監、原子力安全対策推進監、高速道路推進監、主席工事検査専門員、課長補佐、所長、秘書、医幹、主幹、営業主幹、廃棄物監視指導官、検査班長、工事検査専門員、換地指導専門員、用地補償審査専門員、課付、室付、専門員、専門学芸員、隊長、船長、機関長、係長、担当係長、すご味係長、すごモノ係長、主計係長、科長、スゴ技係長、副隊長、隊員、主任、主任学芸員、主任主事、主任技師、主事、技師、学芸員、技術主任、技能主任、主任守衛、主任業務員、主任技術員、主任技能員、技術員、技能員、守衛、業務員	知事 の事 務部 局	本庁 _____ 部長、営業本部長、防災安全統括部長、局長、部付、営業副本部長、環境技術専門監、医療政策監、技術監、参事、課長、室長、営業本部マネージャー、副参事、技幹、医監、サイクリング普及調整監、危機管理監、原子力安全対策推進監、高速道路推進監、主席工事検査専門員、課長補佐、所長、秘書、医幹、主幹、営業主幹、廃棄物監視指導官、検査班長、工事検査専門員、換地指導専門員、用地補償審査専門員、課付、室付、専門員、専門学芸員、隊長、船長、機関長、係長、担当係長、すご味係長、すごモノ係長、主計係長、科長、スゴ技係長、副隊長、隊員、主任、主任学芸員、主任主事、主任技師、主事、技師、学芸員、技術主任、技能主任、主任守衛、主任業務員、主任技術員、主任技能員、技術員、技能員、守衛、業務員
省略		省略	
省略		省略	

(愛媛県行政組織規則の一部改正)

第2条 愛媛県行政組織規則(昭和55年愛媛県規則第15号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(知事に直属して置く職員) 第15条の2 知事に直属して政策推進統括部長、営業本部長、防災安全統括部長、営業副本部長、営業本部マネージャー、営業主幹、すご味係長及びすごモノ係長を置く。	(知事に直属して置く職員) 第15条の2 知事に直属して_____営業本部長、防災安全統括部長、営業副本部長、営業本部マネージャー、営業主幹、すご味係長及びすごモノ係長を置く。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

○愛媛県規則第12号

知事の職務を代理する副知事の順序を定める規則を廃止する規則を次のように定める。

令和元年 7月16日

愛媛県知事 中 村 時 広

知事の職務を代理する副知事の順序を定める規則を廃止する規則

知事の職務を代理する副知事の順序を定める規則(平成24年愛媛県規則第8号)は、廃止する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

○愛媛県告示第334号

愛媛県売春防止対策本部設置規程(昭和33年1月愛媛県告示第80号)の一部を次のように改正し、告示の日から施行する。

令和元年 7月16日

愛媛県知事 中 村 時 広

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(組織) 第3条 省略 2 本部長は知事を、副本部長は_____副知事をもつて充てる。 3 省略	(組織) 第3条 省略 2 本部長は知事を、副本部長は保健福祉部の所掌事務を担当する副知事をもつて充てる。 3 省略

訓 令

○愛媛県訓令第6号

庁 中 一 般
各 地 方 機 関

副知事の担当事務に関する規程を廃止する訓令を次のように定める。

令和元年 7月16日

愛媛県知事 中 村 時 広

副知事の担当事務に関する規程を廃止する訓令

副知事の担当事務に関する規程(平成24年愛媛県訓令第1号)は、廃止する。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、公布の日から施行する。

(愛媛県男女共同参画推進本部規程の一部改正)

- 2 愛媛県男女共同参画推進本部規程(平成2年愛媛県訓令第7号)の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(組織) 第3条 省略 2 本部長は、_____副知事 をもって充てる。 3・4 省略	(組織) 第3条 省略 2 本部長は、 <u>県民環境部県民生活局の所掌事務</u> を担当する副知事 をもって充てる。 3・4 省略

(愛媛県南予地域活性化特別対策本部規程の一部改正)

- 3 愛媛県南予地域活性化特別対策本部規程(平成18年愛媛県訓令第9号)の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(組織) 第3条 省略 2 本部長は、_____副知 事をもって充てる。 3・4 省略	(組織) 第3条 省略 2 本部長は、 <u>南予地域活性化の総括に関する事務</u> を担当する副知 事をもって充てる。 3・4 省略

○愛媛県訓令第7号

庁中一般
各地方機関

愛媛県処務細則等の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和元年7月16日

愛媛県知事 中村時広

愛媛県処務細則等の一部を改正する訓令

(愛媛県処務細則の一部改正)

- 第1条** 愛媛県処務細則(昭和29年愛媛県訓令第5号)の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
目次 第1章・第2章 省略 第3章 職務及び係の事務分掌(第2条の2 第34条) 第4章～第7章 省略 附則 (職務代理) 第2条 知事及び副知事に事故があるとき若しくは知事及び副知事 が欠けたときは、 <u>政策推進統括部長</u> が、その職務を代理する。 第3章 職務及び係の事務分掌 (政策推進統括部長) 第2条の2 <u>政策推進統括部長は、知事の命を受け、担当部に係る 事務事業を調整するとともに、県政全般にわたる特に重要な政策 の統括に関する業務を行う。</u>	目次 第1章・第2章 省略 第3章 職務及び係の事務分掌(第3条 第34条) 第4章～第7章 省略 附則 (職務代理) 第2条 知事及び副知事に事故があるとき若しくは知事及び副知事 が欠けたときは、 <u>総務部長</u> が、その職務を代理する。 第3章 職務及び係の事務分掌

(愛媛県公印規程の一部改正)

- 第2条** 愛媛県公印規程(昭和34年愛媛県訓令第8号)の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前																																														
<p>(公印の種類)</p> <p>第2条 公印は、職印及び庁印の2種とし、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 職印</p> <p>省略</p> <p>会計管理者印</p> <p><u>政策推進統括部長印</u></p> <p>省略</p> <p>(2) 省略</p> <p>2 省略</p> <p>(公印の管守者)</p> <p>第5条 次の表の左欄に掲げる公印は、それぞれ同表の右欄に掲げる者が管守する。</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; margin: 10px 0;"> <thead> <tr> <th style="width:50%;">公印名</th> <th style="width:50%;">管守者名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>省略</td> <td>省略</td> </tr> <tr> <td>県印</td> <td></td> </tr> <tr> <td><u>政策推進統括部長印</u></td> <td><u>総務管理課長</u></td> </tr> <tr> <td>省略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>2～4 省略</p> <p>別表1 (第4条関係)</p> <p>第一 省略</p> <p>第二 寸法</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; margin: 10px 0;"> <thead> <tr> <th style="width:50%;">公印の種類</th> <th style="width:50%;">寸法 方(ミリメートル)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>職印</td> <td></td> </tr> <tr> <td>省略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>会計管理者印</td> <td>省略</td> </tr> <tr> <td><u>政策推進統括部長印</u></td> <td style="text-align: center;"><u>20</u></td> </tr> <tr> <td>省略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>省略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	公印名	管守者名	省略	省略	県印		<u>政策推進統括部長印</u>	<u>総務管理課長</u>	省略		公印の種類	寸法 方(ミリメートル)	職印		省略		会計管理者印	省略	<u>政策推進統括部長印</u>	<u>20</u>	省略		省略		<p>(公印の種類)</p> <p>第2条 公印は、職印及び庁印の2種とし、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 職印</p> <p>省略</p> <p>会計管理者印</p> <p>省略</p> <p>(2) 省略</p> <p>2 省略</p> <p>(公印の管守者)</p> <p>第5条 次の表の左欄に掲げる公印は、それぞれ同表の右欄に掲げる者が管守する。</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; margin: 10px 0;"> <thead> <tr> <th style="width:50%;">公印名</th> <th style="width:50%;">管守者名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>省略</td> <td>省略</td> </tr> <tr> <td>県印</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>省略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>2～4 省略</p> <p>別表1 (第4条関係)</p> <p>第一 省略</p> <p>第二 寸法</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; margin: 10px 0;"> <thead> <tr> <th style="width:50%;">公印の種類</th> <th style="width:50%;">寸法 方(ミリメートル)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>職印</td> <td></td> </tr> <tr> <td>省略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>会計管理者印</td> <td>省略</td> </tr> <tr> <td>省略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>省略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	公印名	管守者名	省略	省略	県印				省略		公印の種類	寸法 方(ミリメートル)	職印		省略		会計管理者印	省略	省略		省略	
公印名	管守者名																																														
省略	省略																																														
県印																																															
<u>政策推進統括部長印</u>	<u>総務管理課長</u>																																														
省略																																															
公印の種類	寸法 方(ミリメートル)																																														
職印																																															
省略																																															
会計管理者印	省略																																														
<u>政策推進統括部長印</u>	<u>20</u>																																														
省略																																															
省略																																															
公印名	管守者名																																														
省略	省略																																														
県印																																															
省略																																															
公印の種類	寸法 方(ミリメートル)																																														
職印																																															
省略																																															
会計管理者印	省略																																														
省略																																															
省略																																															

(愛媛県庁事務決裁規程の一部改正)

第3条 愛媛県庁事務決裁規程(昭和51年愛媛県訓令第4号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前																																		
<p>(代決者)</p> <p>第5条 代決者は、次の表に掲げるとおりとする。</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; margin: 10px 0;"> <thead> <tr> <th rowspan="2" style="width:10%;">区分</th> <th rowspan="2" style="width:10%;">決裁者</th> <th colspan="2" style="width:80%;">代決者</th> </tr> <tr> <th style="width:40%;">第1次代決者</th> <th style="width:40%;">第2次代決者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">知事の権限に属する事務</td> <td>知事</td> <td>副知事</td> <td><u>政策推進統括部長</u></td> </tr> <tr> <td>省略</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>省略</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>2 省略</p> <p>別表第1 (第4条関係)</p> <p style="text-align: center;">知事の権限に属する事務に係る一般共通決裁事項</p>	区分	決裁者	代決者		第1次代決者	第2次代決者	知事の権限に属する事務	知事	副知事	<u>政策推進統括部長</u>	省略			省略				<p>(代決者)</p> <p>第5条 代決者は、次の表に掲げるとおりとする。</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; margin: 10px 0;"> <thead> <tr> <th rowspan="2" style="width:10%;">区分</th> <th rowspan="2" style="width:10%;">決裁者</th> <th colspan="2" style="width:80%;">代決者</th> </tr> <tr> <th style="width:40%;">第1次代決者</th> <th style="width:40%;">第2次代決者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">知事の権限に属する事務</td> <td>知事</td> <td>副知事</td> <td>総務部長</td> </tr> <tr> <td>省略</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>省略</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>2 省略</p> <p>別表第1 (第4条関係)</p> <p style="text-align: center;">知事の権限に属する事務に係る一般共通決裁事項</p>	区分	決裁者	代決者		第1次代決者	第2次代決者	知事の権限に属する事務	知事	副知事	総務部長	省略			省略			
区分			決裁者	代決者																															
	第1次代決者	第2次代決者																																	
知事の権限に属する事務	知事	副知事	<u>政策推進統括部長</u>																																
	省略																																		
省略																																			
区分	決裁者	代決者																																	
		第1次代決者	第2次代決者																																
知事の権限に属する事務	知事	副知事	総務部長																																
	省略																																		
省略																																			

省略

- 備考 1 省略
- 2 政策推進統括部長の職にある者の通勤手当等の決定に関する事務に係るこの表6の部18の項の規定の適用については、同表決裁区分の欄中「課長」とあるのは、「総務管理課長」とする。
- 3 省略
- 4 省略
- 5 省略
- 6 省略
- 7 省略
- 8 省略
- 9 省略
- 10 省略
- 11 10の規定にかかわらず、政策推進統括部長の職にある者の手当の認定等に関する事務に係るこの表6の部16の項、17の項及び19の項の規定の適用については、同表決裁区分の欄中「課長」とあるのは、「総務管理課長」とする。
- 12 10の規定にかかわらず、営業本部長、営業副本部長、営業本部マネージャー、営業主幹、すご味係長又はすごモノ係長の職にある者の手当の認定等に関する事務に係るこの表6の部16の項、17の項及び19の項の規定の適用については、同表決裁区分の欄中「課長」とあるのは、「産業政策課長」とする。
- 13 10の規定にかかわらず、防災安全統括部長の職にある者の手当の認定等に関する事務に係るこの表6の部16の項、17の項及び19の項の規定の適用については、同表決裁区分の欄中「課長」とあるのは、「県民生活課長」とする。
- 14 省略

省略

- 備考 1 省略
- 2 省略
- 3 省略
- 4 省略
- 5 省略
- 6 省略
- 7 省略
- 8 省略
- 9 省略
- 10 9の規定にかかわらず、営業本部長、営業副本部長、営業本部マネージャー、営業主幹、すご味係長又はすごモノ係長の職にある者の手当の認定等に関する事務に係るこの表6の部16の項、17の項及び19の項の規定の適用については、同表決裁区分の欄中「課長」とあるのは、「産業政策課長」とする。
- 11 9の規定にかかわらず、防災安全統括部長の職にある者の手当の認定等に関する事務に係るこの表6の部16の項、17の項及び19の項の規定の適用については、同表決裁区分の欄中「課長」とあるのは、「県民生活課長」とする。
- 12 省略

(愛媛県文書管理規程の一部改正)

第4条 愛媛県文書管理規程(平成4年愛媛県訓令第1号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(文書等の配付)</p> <p>第12条 文書主管課又は文書担当課において受領した文書等は、次に掲げるところにより配付するものとする。</p> <p>(1)・(2) 省略</p> <p>(3) 本庁又は地方機関に到達した親展文書のうち、知事又は副知事宛てのものはその秘書事務を担当する課に、会計管理者宛てのものは本庁の会計事務主管課に、本庁の部(部に準ずるものとして文書主管課長が指定するものを含む。以下同じ。)の長(本庁の部の長に準ずるものとして文書主管課長が指定する職員を含む。)宛てのものは各部幹事課(各部幹事課に準ずるものとして文書主管課長が指定するものを含む。)に、地方局長宛てのものは地方局長が適当と認める課所に、その他のものは宛名 の職員に配付すること。</p> <p>(4) 省略</p> <p>2 省略</p> <p>(秘密文書)</p>	<p>(文書等の配付)</p> <p>第12条 文書主管課又は文書担当課において受領した文書等は、次に掲げるところにより配付するものとする。</p> <p>(1)・(2) 省略</p> <p>(3) 本庁又は地方機関に到達した親展文書のうち、知事又は副知事あてのものはその秘書事務を担当する課に、会計管理者あてのものは本庁の会計事務主管課に、本庁の部(部に準ずるものとして文書主管課長が指定するものを含む。以下同じ。)の長あて _____ のものは各部幹事課 _____ に、地方局長あてのものは地方局長が適当と認める課所に、その他のものはあて名の職員に配付すること。</p> <p>(4) 省略</p> <p>2 省略</p> <p>(秘密文書)</p>

第27条 秘密の取扱いを要する起案文書は、部の長（部の長に準ずるものとして文書主管課長が指定する職員を含む。）、本庁の局長（本庁の局長に準ずるものとして文書主管課長が指定する職員を含む。）、課所の長又は特に指定された者が起案し、電子決裁によらないで、欄外上部余白に「秘」と明記して自ら持ち回り、又は封入して授受しなければならない。

（合議）

第28条 他の部課所に関係がある起案文書で必要のあるものは、主務の部課所の長（部課所の長に準ずるものとして文書主管課長が指定する職員を含む。以下この条及び次条において同じ。）に合議し、決裁を受けた後、関係がある他の部課所の長に合議しなければならない。

2～4 省略

（令達の種類）

第42条 令達の種類は、次に掲げるとおりとする。

(1)～(3) 省略

(4) 訓令 知事に直屬して置く職員、本庁の部課若しくは地方機関の全部若しくは一部若しくはこれらの長又は会計管理者に対して指揮命令するもの

(5)～(7) 省略

（令達の宛先）

第43条 前条第4号から第7号までに掲げる令達には、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める宛先を記入しなければならない。

(1) 知事に直屬して置く職員、本庁の部課全般及び会計管理者に対する場合 庁中一般

(2) 省略

(3) 知事に直屬して置く職員、本庁の一部の部課若しくは地方機関若しくはこれらの長又は会計管理者に対する場合 知事に直屬して置く職員名、部課名若しくは地方機関名若しくはこれらの長名又は会計管理者名

(4) 省略

（文書の発信者名）

第46条 主務課の施行する文書の発信者名は、次に掲げるところによる。

(1) 省略

(2) 中央官庁、地方公共団体その他の団体又は個人に対する文書には、知事名若しくは会計管理者名（知事の権限に属する事務に係る文書の場合を除く。）若しくは地方機関の長名（委任事務に限る。）又は県名若しくは地方機関名（委任事務に限る。）を用いること。ただし、軽易な事項については、本庁の部若しくは局若しくは課若しくは室の長（本庁の部の長に準ずるものとして文書主管課長が指定する職員を含む。）若しくは会計管理者（知事の権限に属する事務に係る文書の場合を除く。）若しくは出納局長若しくは地方機関の長若しくは地方機関の部若しくは課若しくは室の長又は本庁の部若しくは局若しくは課若しくは室若しくは地方機関の名を用いることができる。

(3) 本庁の各部局課室又は各地方機関に対する文書には、副知事、本庁の部の長（本庁の部の長に準ずるものとして文書主管課長が指定する職員を含む。）、会計管理者（知事の権限に属する事務に係る文書の場合を除く。）若しくは出納局長若しくは地方機関の長又は本庁の部若しくは地方機関の名を用いるこ

第27条 秘密の取扱いを要する起案文書は、部の長 _____、本庁の局長（本庁の局長に準ずるものとして文書主管課長が指定する職員を含む。）、課所の長又は特に指定された者が起案し、電子決裁によらないで、欄外上部余白に「秘」と明記して自ら持ち回り、又は封入して授受しなければならない。

（合議）

第28条 他の部課所に関係がある起案文書で必要のあるものは、主務の部課所の長 _____ に合議し、決裁を受けた後、関係がある他の部課所の長に合議しなければならない。

2～4 省略

（令達の種類）

第42条 令達の種類は、次に掲げるとおりとする。

(1)～(3) 省略

(4) 訓令 _____ 本庁の部課若しくは地方機関の全部若しくは一部若しくはこれらの長又は会計管理者に対して指揮命令するもの

(5)～(7) 省略

（令達のあて先）

第43条 前条第4号から第7号までに掲げる令達には、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるあて先を記入しなければならない。

(1) _____ 本庁の部課全般及び会計管理者に対する場合 庁中一般

(2) 省略

(3) _____ 本庁の一部の部課若しくは地方機関若しくはこれらの長又は会計管理者に対する場合 _____ 部課名若しくは地方機関名若しくはこれらの長名又は会計管理者名

(4) 省略

（文書の発信者名）

第46条 主務課の施行する文書の発信者名は、次に掲げるところによる。

(1) 省略

(2) 中央官庁、地方公共団体その他の団体又は個人に対する文書には、知事名若しくは会計管理者名（知事の権限に属する事務に係る文書の場合を除く。）若しくは地方機関の長名（委任事務に限る。）又は県名若しくは地方機関名（委任事務に限る。）を用いること。ただし、軽易な事項については、本庁の部若しくは局若しくは課若しくは室の長 _____ 若しくは会計管理者（知事の権限に属する事務に係る文書の場合を除く。）若しくは出納局長若しくは地方機関の長若しくは地方機関の部若しくは課若しくは室の長又は本庁の部若しくは局若しくは課若しくは室若しくは地方機関の名を用いることができる。

(3) 本庁の各部局課室又は各地方機関に対する文書には、副知事、本庁の部の長 _____、会計管理者（知事の権限に属する事務に係る文書の場合を除く。）若しくは出納局長若しくは地方機関の長又は本庁の部若しくは地方機関の名を用いるこ

と。ただし、軽易な事項については、本庁の局若しくは課若しくは室の長若しくは地方機関の部若しくは課若しくは室の長又は本庁の局若しくは課若しくは室の名を用いることができる。

2 省略

と。ただし、軽易な事項については、本庁の局若しくは課若しくは室の長若しくは地方機関の部若しくは課若しくは室の長又は本庁の局若しくは課若しくは室の名を用いることができる。

2 省略

(愛媛県市町村合併推進本部規程の一部改正)

第5条 愛媛県市町村合併推進本部規程(平成13年愛媛県訓令第10号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>別表 1 (第3条関係)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>1・2 省略</p> <p><u>3 政策推進統括部長</u></p> <p>4 省略</p> <p>5 省略</p> <p>6 省略</p> <p>7 省略</p> <p>8 省略</p> <p>9 省略</p> <p>10 省略</p> <p>11 省略</p> <p>12 省略</p> <p>13 省略</p> <p>14 省略</p> <p>15 省略</p> <p>16 省略</p> </div>	<p>別表 1 (第3条関係)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>1・2 省略</p> <p>3 省略</p> <p>4 省略</p> <p>5 省略</p> <p>6 省略</p> <p>7 省略</p> <p>8 省略</p> <p>9 省略</p> <p>10 省略</p> <p>11 省略</p> <p>12 省略</p> <p>13 省略</p> <p>14 省略</p> <p>15 省略</p> </div>

(愛媛県行政改革・地方分権戦略本部規程の一部改正)

第6条 愛媛県行政改革・地方分権戦略本部規程(平成23年愛媛県訓令第1号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(組織)</p> <p>第3条 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 副本部長は、副知事及び政策推進統括部長をもって充てる。</p> <p>4 省略</p>	<p>(組織)</p> <p>第3条 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 副本部長は、副知事 _____ をもって充てる。</p> <p>4 省略</p>

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。